

転出届提出後の手続きについて



転出届提出に伴う江津市役所での手続きをご案内します。下記に該当する方は担当課で喪失等手続き等をおこなってください。

確認	対象の方	必要なもの等	担当課
★・済	印鑑登録をしている方	□印鑑登録証 ※転出予定日以降は証明書を発行できません	市民生活課
★・済	マイナンバーカード 住民基本台帳カード をお持ちの方	転出先の市区町村で手続きを行ってください	中氏工冶研
★・済	江津市国民健康保険加入者	□国民健康保険証	
★・済	後期高齢者医療被保険者	□後期高齢者医療被保険者証 □印鑑	保険年金課
未・済	福祉医療証、子ども医療証 をお持ちの方	□福祉医療費資格証・医療証 □子ども医療費受給資格証	
★・済	原動機付自転車(125cc以下)をお持ちの方	□本人確認書類 □ナンバープレート □車台番号のわかる書類(自賠責保険書類等)	税務課
★・済	介護保険に加入している65歳以上の方 または 64歳以下で要介護認定を受けている方	□介護保険証 ※浜田市へ転出の場合は手続き不要	高齢者障がい者 福祉課
★・済	特別児童扶養手当受給者	※島根県内の市町村へ転出される場合は転出 先で手続きが必要です	社会福祉課
★・済	児童手当 児童扶養手当 受給者	□印鑑(振込口座の変更を希望する場合のみ) □手当証書(お持ちの方のみ)	
★・済	保育所(園)等に通っている方	□保育施設等退所(園)届	子育て支援課
★・済	子育て応援パスポートこっころをお持ちの方	□こっころパスポート ※県外へ転出される方のみ	
未・済	防災行政用無線戸別受信機をお持ちで、住居 者がおられなくなる場合	□戸別受信機 ※パナソニック製 白色 ラジオ型	総務課
□ 未·済	水道の使用中止 または 使用者の変更等がある方	お電話で手続きが可能です Tel0855-52-0555 (水道課業務係)	水道課
★・済	下水道及び集落排水の中止 または 変更等がある方	へ連絡してください 受付時間:平日(8:30~16:00)	下水道課
未・済	小中学校に通学している方	従前の学校で「在学証明書」、「教科書給与証明書」の交付を受け、転出先の市区町村で手続きを行ってください	教育委員会

転出後の税金、保険料について

江津市で課税された市県民税・軽自動車税 (種別割)・保険料などは、市外へ転出されても江津市へ納付していただかなければなりません。

納期限までに確実にご納付ください。※県外へ転出される場合、お手持ちの納付書では納付できないことがあります。 未納のままですと、転出先の市区町村や勤務先などへ照会・調査させていただく場合があります。

◆納付状況や納付方法などご不明な点がありましたら、下記担当窓口へご相談ください。(市外局番 0855)

税金	税務課 52-7485	水道料金	水道課 52-0555
保育料	子育て支援課 52-7933	集落排水使用料(桜江区域)	下水道課 52-7497
児童クラブ利用料	社会教育課 52-7496 下水道料金	1 (1) (Box 32 1411	
国民健康保険料	保険年金課 52-7937	介護保険料	浜田地区広域行政組合 介護保険課 25-1520

※市県民税:1月1日現在住所のあった市区町村で、前年の収入をもとに所得に応じて課税されます。

※軽自動車税(種別割):軽自動車やバイクなど主な定置場所の所在する市区町村で、4月1日現在の納税義務者に課税されます。

江津市役所 TELO855-52-2501(代) 桜江支所 TELO855-92-1211(代)

